

秋の火災予防運動

問合せ 埼玉東部消防組合幸手消防署 ☎(42) 9119

●これから季節は火災が発生しやすくなります。
住宅火災から身を守る対策や119番通報の
ポイントなどを確認しておきましょう。

2025年度全国統一防火標語
「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

11月9日(日)から11月15日(土)まで、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

これからの季節は暖房器具を使う機会が多くなり、空気が乾燥しているため、火災が発生しやすくなります。特に就寝中の火災には気づきにくく、逃げ遅れてしまう可能性が高くなります。就寝前にはストーブやこたつの電源を切る。ガスコンロの元栓は閉めるなど、火の元の確認を徹底しましょう。

□もしもの時は119番

火災や救急などの緊急時は、消防署の一般電話への通報ではなく、局番なしの【119番】へ通報をお願いします。市内の災害でも、いち早く現場に到着するため、現場から最も近い市外の消防車や救急車も出動します。

○通報のポイント

1. まずは慌てず冷静に 119 番に通報する。
2. 電話が繋がったら落ち着いて、火災やけが、病人の状況などを出来るだけくわしく伝える。
3. けが人などがいた場合はオペレーターの指示に従って応急手当を行い、電話を切らずに救急車の到着を待つ。

火災予防ポスターコンクール

幸手市内の小学校を対象に「火災予防ポスターコンクール」を行いました。

383 点の応募作品の中から特別賞 3 人、入賞 24 人が決定しました。

特別賞、入賞受賞作品については、右記のとおり公共施設に展示します。

●特別賞受賞作品

入賞作品については右記公共施設にてご覧ください。



○幸手市長賞
吉田小学校 6 年 山崎 悠貴



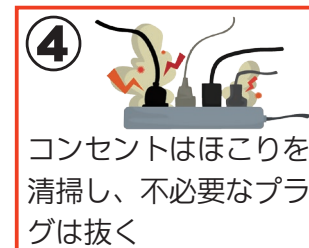
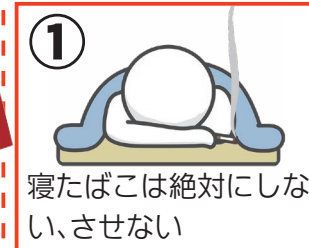
○幸手消防署長賞
行幸小学校 4 年 黒澤 春花



○幸手市危険物防火安全協会会長賞
吉田小学校 5 年 渡邊 葵

□住宅防火～いのちを守る10のポイント～

◇4つの習慣



◇6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10 年を目安に交換する
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは防災品を使用する
- ④火災を小さいうちに消火するために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

ぜひ、ご家族で住宅火災からいのちを守るための対策をご確認下さい。

展示期間	場所
11月17日(月)午後～ 11月21日(金)午後	幸手市役所本庁舎 1 階ロビー
11月25日(火)午後～ 11月30日(日)午後	幸手市コミュニティセンター ホール
12月1日(月)午後～ 12月7日(日)午後	ウェルス幸手 1 階 エントランスホール
12月8日(月)午後～ 12月14日(日)午後	幸手市東公民館 ホワイエ

いいみらい 11月30日は「年金の日」

問合せ 保険年金課 ☎(43) 1111 内線146
春日部年金事務所 ☎048 (737) 7112

●年金の日を機会に年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみましょう。

「ねんきんネット」などを活用して、パソコンやスマートフォンからいつでも自身の年金記録の確認や年金受給見込額の試算ができます。これは高齢期の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的としています。

※詳細は、日本年金機構ホームページでご確認ください。

ねんきんネット 検索



詳細はこちら!



■国民年金保険料は年末調整や確定申告の際、社会保険料控除の対象です!

令和7年1月から12月までに納付した保険料について、社会保険料控除を申告(年末調整または確定申告)する場合、納付を証明する書類【社会保険料(国民年金保険料)控除証明書】または領収書の添付が必要です。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者や子などが負担すべき保険料を代わりに納付している場合、その保険料も合わせて控除を受けることができます。

□日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象の人に送付されます。

対象者	送付方法	送付時期
令和7年1月1日～9月30日の間に納付した人	電子送付	令和7年10月中旬から下旬にかけて順次
	郵送	令和7年10月下旬から11月上旬にかけて順次
令和7年10月1日～12月31日の間に納付した人	電子送付	令和8年1月下旬から順次
	郵送	令和8年2月上旬

※マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。※再発行などのお問い合わせは、日本年金機構ねんきん加入者ダイヤル ☎0570 (003) 004 へ。

くらしの110番 ートラブル情報ー

SNSの「ダイエット広告」をきっかけにした怪しい痩身商品の勧誘に注意!!

【事例1】

SNSに度々出てくるダイエット広告に惹かれ、タップすると、無料メッセージアプリへの登録を促され、薬剤師を名乗る人とやり取りが始まった。「1か月で10キロ絶対痩せる。リバウンドはない。」と、勧められるまま商品の購入を決め、代引きで8万円支払った。その後、「それだけでは痩せない」と10万円分のサプリメントなどの購入を次々と勧誘され困惑している。

【事例2】

SNSのダイエットトレーナーの広告をきっかけに、個人名の相手とメッセージを交わし、痩せるお茶を代引き6万円で購入したが、頼んでいない「痩せるパッチ」が同梱されていた。問い合わせると「あなたはモニターなので追加商品だ。費用を支払うように」と言う。モニターになった覚えはない。支払いたくない。

SNS 上のダイエット関連の広告をタップしたところ無料メッセージアプリの登録へ誘導され、無料メッセージアプリ上でダイエット効果をうたう商品の勧誘を受け、購入後に次々と不要な商品を勧められるトラブルが起きています。頼んでいない商品が届き代金を請求された、個人情報伝えていて不安といったケースもあります。また、メッセージで返金について尋ねても自動応答のような的外れな返事が来る、電話をしても出ないなど不誠実な対応をされたという相談も寄せられています。

◇消費者へのアドバイス!◇

無料メッセージアプリの相手の言うことをうのみにせず、相手が架空や実在企業をかたった偽者ではないか確認し、少しでも不審に思ったら購入は控え、相手との連絡を絶つことも考えましょう。また、「〇〇だけで痩せる」など簡単に痩身効果が得られるような説明や、「絶対痩せる」、「リバウンドしない」と断定して言うような勧誘には注意しましょう。

困ったときは、幸手市消費生活センター「内線192」または消費者ホットライン 局番なしの「188」(いやや)まで